

日本学術会議法の改革について

日本学術会議会員 池内 了

2004年4月14日付で「日本学術会議法の一部を改正する法律」が公布されました。天文学会の皆様に、この法律の概要をお知らせします。

1. 法律の趣旨

日本学術会議が、わが国の科学者コミュニティを代表する機関として役割を真に果たしていくためのものであり、(1) 政府への政策提言機能、(2) 科学者間の連絡・調整機能、(3) 社会とのコミュニケーション機能、等を十分発揮できる体制を整備し、的確に役割を果たすことを目的としている。

2. 会員制度の改革

(1) 会員選考方法の変更

会員選考方法を、登録学術研究団体を基礎とした推薦制から、日本学術会議が会員候補者を選考する方法に変更。(初回のみ、日本学術会議会員候補者選考委員会により選考を行う。)

(2) 定年制の導入・再任の禁止

会員構成の硬直化や高齢会員の増加による組織活動の停滞を避けるため、70歳定年制を導入する。任期は6年、再任を禁止する。

(3) 半数改選制の採用

会議としての継続性の確保のため、3年ごとの半数会員の改選とする。

3. 内部組織の改革

(1) 3部制に改組

新分野・融合分野の出現に柔軟・的確に対応できるよう部を大括りにして、人文科学、生命科学、理学及び工学、の3部制とする。

(2) 連携会員の新設

緊急の課題や新たな課題を調査・審議するなど、会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う連携会員を新設する。

(3) 幹事会の設置

機動的な活動を確保するため、運営審議会を幹事会に改組し、職務・権限の一部を委任する。

(4) 副会長の増員

会長の補佐機能を強化し、国際交流・協力に対応するため、副会長1名を増員する。

4. 内閣府への移管

日本学術会議が、内閣府に設置されている総合科学技術会議と連携して科学技術の推進に寄与する体制を確立するため、所轄を総務大臣から内閣総理大臣に変更する。

5. 施行日

2005年10月1日。

ただし、初回の会員選考に係わる部分は2004年4月14日から、内閣府に移管に係わる部分は2005年5月1日より施行する。

【簡単な解説】

以前にもご報告しましたように、総合科学技術会議の意見具申を踏まえて、日本学術会議の改革が議論され、2004年春の通常国会において「日本学術会議の一部を改正する法律」が成立しました。この法律案には明記されてはいませんが、会員定数は210名で、連携会員を2,000~2,300名程度を加えることが想定されており、通常の常置委員会のほかに領域別委員会や課題別委員会を設置して、総計2,500人規模で日本学術会議の活動を維持することになっています。現時点では、改革準備室によって、会員候補者選考や連携会員の選出法など、法律の具体的実施に向けての規約づくりが進められています。これにあたっては、登録学術研究団体にも意見の聴取があるものと考えられますので、日本天文学会として積極的な意見の具申をお願いします。